

国民生活局消費者企画課御中

今週月曜の標記委員会を欠席いたしました、「中間報告スケルトン案」を送付していただきましたので、若干の感想を述べます。

1 行政機関は単に「指針」をPRする、つまり事業者に情報提供するに留めるのか、それとも、指針に基づいて自主行動基準が策定されることに何らかの効果(例えば調達契約において考慮するなど)を結びつけるのか。後者だとすると、自主行動基準が適正に作成されたことを証明・認証し、適正に執行されていることを監視する、手続と中立の機関が必要なように思われる。

2 消費者と事業者の間で、策定された基準が遵守されているか否かを巡る紛争が生じることが予想され、また、このような紛争を通じて、基準の遵守状況がモニタリングされることになろう。また、事業者が基準を策定していることを宣伝し、それが市場における競争力を高める効果を持つとすると、例えば、競争する事業者が、他の事業者が宣伝している基準を実際には守っていないことを主張して、紛争になる場合があるかもしれない。したがって、裁判外紛争処理手続を整備し、そこに(1と同様の)中立機関を介在させることが望ましいと思われる。

3 事業者団体の役割については、熟慮を要する。指摘の通り競争法上の問題があるほか、事業者団体が基準(の雛型)を加盟会員に強制し懲罰を課し得るとすると、少数派の保護の問題、あるいは逆に基準を甘くせざるを得ないという問題があるように思われる。個人的には、事業者団体は基準の水準向上に努力し、紛争解決を仲介する役割を果たすべきであるが、基本的にはそれに留めるべきと思う。なお、個人情報保護法案42条以下は、「個人情報取扱事業者」の団体を主務大臣が「認定し、認定団体が苦情処理や個人情報保護指針の作成に当たる旨、規定している。

なお、次回の委員会も、学部試験と時間帯が一部重なっているため、出席が難しい情勢です。申し訳ございません。

1月31日

山本隆司